

阿賀野市告示第147号

阿賀野市自動体外式除細動器（AED）設置事業所等登録制度実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年8月30日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市自動体外式除細動器（AED）設置事業所等登録制度実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市自動体外式除細動器（AED）設置事業所等登録制度実施要綱（平成27年阿賀野市告示第186号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第5号様式及び第6号様式中「」を削る。

附 則

この告示は、令和4年8月30日から施行する。